

嘱託員及び臨時職員就業規則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（以下「本会」という。）に雇用される嘱託員及び臨時職員の就業に関する事項を規定する。

(嘱託員)

第2条 嘱託員は、特殊技能を有している者及びそれに準ずる者のうちから会長が委嘱する。

2 嘱託員の勤務内容は、会長からの委嘱書に記載する。

(臨時職員)

第3条 臨時職員の採用については、選考の上、適当と認められた者を、本会「組織規程」第3条の委員会・所の長若しくは支部長（以下「使用者」という。）が採用する。

(提出書類)

第4条 嘱託員又は臨時職員として勤務を希望する者は、次の書類を嘱託員にあつては本会に、臨時職員にあつては使用者に提出しなければならない。

- (1) 写真1葉（最近3箇月内に撮影したもの）を貼付した履歴書
 - (2) 住民票記載事項証明書
 - (3) 秘密保持契約書又は誓約書
- 2 前項の書類は会長が必要と認めない場合はその一部若しくは全部を省略することができる。

(委嘱期間等)

第5条 嘱託員の委嘱期間は1年以内とし、必要により更新できるものとする。

2 臨時職員の雇用期間は1年以内とし、必要により更新できるものとする。

(勤務時間)

第6条 嘱託員及び臨時職員の勤務日及び勤務時間は、雇用契約書に記載された条件を適用する。

2 使用者は業務上必要のある場合は、勤務時間数の範囲内において前項の始業時刻及び就業時刻を変更することができる。

(勤務の心得)

第7条 嘱託員及び臨時職員の勤務心得には「就業規則」第3条、第4条、第5条第1項第1号から第4号及び第2項を準用する。

この場合において、臨時職員については第4条及び第5条の会長を使用者に読み替えるものとし、第5条の（以下・・・）の部分は適用外とする。

(報酬及び賃金)

第8条 嘱託員の報酬、臨時職員の賃金及び通勤に要する交通費は、会長が別に定める。

- 2 交通費はこれを支給しないことができる。
- 3 前2項の規定は使用人兼務役員の使用人部分に係る報酬賃金に適用する。この場合において第9条における嘱託員又は臨時職員をとあるを使用人兼務役員と読み替える。

(嘱託員及び臨時職員就業規則第8条違反の取り扱い)

第9条 第8条の規定に違反して支払われた給与は、その超過した部分は、嘱託員又は臨時職員がこれを本会に

返納し、その不足した部分は、本会がこれを嘱託員又は臨時職員に支払う。

(時効)

第10条 この規程による給与の請求権は、2年間これを行わないときは時効によって消滅する。

(諸手当)

第11条 嘱託員及び臨時職員には、諸手当及び退職金を支給しない。

(解嘱)

第12条 次の各号の一に該当するときは、解嘱する。

(1) 委嘱期間又は勤務期間が満了したとき

(2) 嘱託員にあつては会長が、臨時職員にあつては使用者が不適合と認めたとき

(実施細則)

第13条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(委員会・室・所・支部採用者の労務管理責任者)

第14条 臨時職員の労務管理責任者及び労働契約締結当事者は使用者とする。

(附則)

第1条 この規程は、平成3年5月10日から施行し、平成3年3月21日から適用する。

第2条 この規程の改正部分は平成5年5月11日から施行し、平成5年3月21日から適用する。

第3条 第5条の改正部分は平成6年5月10日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

第4条 この規程の改正部分は平成10年5月12日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

第5条 この規程の改正部分は平成12年5月11日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

第6条 この規程の改正部分は平成18年5月11日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

第7条 この規程の改正部分は平成23年4月1日から施行する。

第8条 この規程は、平成27年3月7日に改定し、平成26年11月30日から施行する。

第9条 この規程は、平成30年10月6日に改定し、平成30年10月9日から施行する。